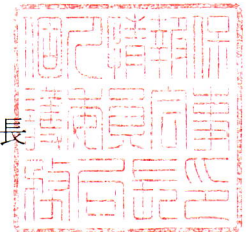


行政文書不開示決定通知書

山中 理司 様

個人情報保護委員会事務局長



令和8年6月16日付け（同月19日付け個人情報保護委員会事務局受付）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

大阪弁護士会が、令和8年5月27日の会員登録個人情報流出に関して、令和8年6月2日付で個人情報保護委員会に提出した文書

2 不開示とした理由

本件行政文書の存否を答えることは、大阪弁護士会から当委員会に対し漏えい等報告書が提出された事実の有無という法第5条第2号イ並びに第6号柱書き及びイの不開示情報を開示することになるため、法第8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否することとした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、個人情報保護委員会委員長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担当課等

個人情報保護委員会事務局総務課

TEL：03-6457-9680（代表）